

## 課税標準の特例対象施設一覧表

(1/2)

整理 番号	施 設	要 件	控除割合		地方税法 根拠規定
			資産割	従業者割	
1	協同組合等	法人税法第2条第7号の協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2	701の41 ①-1
2	各種学校等	学校教育法第124条の専修学校又は同法第134条第1項の各種学校（学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人が設置する専修学校又は各種学校を除く。）において直接教育の用に供する施設	1/2	1/2	701の41 ①-2
3	公害防止 施設等	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で特定のもの（整理番号4に掲げるものを除く。）	3/4	—	701の41 ①-3
4	公害防止事業 用施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項による許可又は同法第15条の4の2第1項による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業で政令で定めるものの用に供する施設で特定のものの	3/4	1/2	701の41 ①-4
5	家畜市場	家畜取引法第2条第3項の家畜市場	3/4	—	701の41 ①-5
6	生鮮食料品価格 安定用施設	生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設で特定のものの	3/4	—	701の41 ①-6
7	醸造業の製造 用施設	みそ、しょうゆ若しくは食用酢又は酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で特定のものの	3/4	—	701の41 ①-7
8	木材取引市場 木材保管施設	木材取引のために開設される市場で特定のものの又は製材、合板の製造その他の木材の加工を業とする者で特定のものの若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設で特定のものの	3/4	—	701の41 ①-8
9	ホテル、旅館 用施設	旅館業法第2条第2項のホテル営業又は同条第3項の旅館営業の用に供する施設で特定のもの（整理番号10に掲げるものを除く。）	1/2	—	701の41 ①-9
10	港湾施設	港湾法第2条第5項の港湾施設のうち同項第5号、第7号又は第8号の2に掲げる施設で特定のものの	1/2	1/2	701の41 ①-10
11	港湾施設	港湾法第2条第5項の港湾施設のうち同項第6号又は第8号に掲げる施設で特定のものの	3/4	1/2	701の41 ①-11
12	外国コンテナ 一貨物用施設	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ一貨物に係る荷さばきの用に供する施設（整理番号11に掲げるものを除く。）	1/2	—	701の41 ①-12

## 課税標準の特例対象施設一覧表

(2/2)

整理 番号	施 設	要 件	控除割合		地方税法 根拠規定
			資産割	従業者割	
13	港湾運送事業 用上屋	港湾運送事業法第2条第2項の港湾運送事業のうち同法第3条第1号又は第2号に掲げる一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋（整理番号11に掲げるものを除く。）	1/2	—	701の41 ①-13
14	倉庫業者 の倉庫	倉庫業法第7条第1項の倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫（整理番号11及び18に掲げるものを除く。）	3/4	—	701の41 ①-14
15	タクシー事業 用施設	道路運送法第3条第1号ハに掲げる事業（タクシー業務適正化特別措置法第2条第3項のタクシー事業に限る。）の用に供する施設で特定のもの	1/2	1/2	701の41 ①-15
16	公共の飛行場 に設置される 施設	公共の飛行場に設置される施設で特定のもの	1/2	1/2	701の41 ①-16
17	流通業務地区 内の特定施設	流通業務市街地整備に関する法律第4条第1項の流通業務地区内に設置される同法第5条第1項第1号、第3号から第5号まで又は第9号に掲げる施設で特定のもの（整理番号18に掲げるものを除く。）	1/2	1/2	701の41 ①-17
18	流通業務地区 内の倉庫業者 の倉庫	流通業務市街地整備に関する法律第4条第1項の流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの	3/4	1/2	701の41 ①-18
19	特定信書便 事業の用に 供する施設	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項の特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で特定のもの	1/2	1/2	701の41 ①-19
20	心身障害者 多数雇用 事業所	心身障害者を多数雇用するものとして特定の事業所等（障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金の支給に係る施設又は設備に係るもの）	1/2	—	701の41 ②
21	特定農産加工 事業用施設	特定農産加工業経営改善臨時措置法第3条第1項の規定による承認を受けた同法第2条第2項に規定する特定農産加工業者又は同法第3条第1項に規定する特定事業協同組合等が同法第4条第2項に規定する承認計画に従って実施する同法第3条第1項に規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設で一定のもの  （当該事業が法人の事業である場合には平成28年3月31日までに終了する事業年度分、当該事業が個人の事業である場合には平成28年分まで）	1/4	—	附則 33⑤